省令

○総務省令第百十六号

国際郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十六日　　総務大臣　原口　一博

国際郵便規則の一部を改正する省令

国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「（平成十七年条約第十六号）」を削り、「（平成十七年総務省告示第千三百七十三号）」を「（万国郵便連合憲章に規定する通常郵便に関する施行規則をいう。以下同じ。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

告示

○総務省告示第五百五十号

平成十七年総務省告示第千三百七十一号（万国郵便条約の施行に伴う小包郵便に関する施行規則の件）、平成十七年総務省告示第千三百七十二号（郵便送金業務に関する約定の施行に伴う郵便送金に関する施行規則の件）及び平成十七年総務省告示第千三百七十三号（万国郵便条約の施行に伴う通常郵便に関する施行規則の件）は、平成二十一年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年十二月十六日　　総務大臣　原口　一博

○外務省告示第五百七十号

日本国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された万国郵便連合憲章の第八追加議定書の批准書及び同日に作成された次に掲げる諸文書の承認書を平成二十一年十二月十四日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

万国郵便条約

郵便送金業務に関する約定

これらの文書は、平成二十二年一月一日に効力を生ずる。

なお、これらの文書の締約国は、平成二十一年十一月三十日現在次のとおりである。

カーボヴェルデ共和国、ベラルーシ共和国、セルビア共和国、モーリシャス共和国（郵便送金業務に関する約定のみ）、エクアドル共和国（郵便送金業務に関する約定のみ）、フランス共和国（万国郵便連合憲章の第八追加議定書及び万国郵便連合一般規則の第一追加議定書のみ）

平成二十一年十二月十六日　　外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百七十一号

日本国政府は、平成十三年四月二十日にウィントフックで作成された「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」の加入書を平成二十一年十二月十一日に国際連合食糧農業機関事務局長に寄託したところ、同条約は、その第二十七条の規定に従い、平成二十二年一月十日に日本国について効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十一年十一月三十日現在、次のとおりである。

アンゴラ共和国、ナミビア共和国、ノルウェー王国、南アフリカ共和国、欧州共同体

平成二十一年十二月十六日　　外務大臣　岡田　克也

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）